

ヒトパピローマウイルス感染症予防接種（子宮頸がん予防ワクチン）の説明書

2 価（サーバリックス）・4 価（ガーダシル）・9 価（シルガード9）

令和 7 年度

～予防接種の前に必ずお読みください～

1. ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症について

ヒトパピローマウイルス（HPV）感染は、特別な感染症ではなくだれもが感染する可能性のあるものです。100 種類以上の遺伝子型がある HPV の中で子宮頸がんの約 50～70%は、HPV16、18 型感染が原因とされています。HPV に感染しても多くの場合ウイルスは自然に排除されますが、一部が数年～十数年間かけて前がん病変の状態を経て子宮頸がんを発症します。子宮頸がんは、すべての年代の女性が発症する可能性があります。近年、20～30 歳代で増加しているのが特徴です。ワクチンで HPV 感染を防ぐとともに、子宮がん検診によって前がん病変を早期に発見・治療することで、子宮頸がんの発症や死亡の減少が期待できます。

2. ワクチンの種類：2 価（サーバリックス）・4 価（ガーダシル）・9 価（シルガード9）について

現在、日本で認可されている子宮頸がん予防ワクチンは 3 種類あり、「2 価 HPV ワクチン（サーバリックス）」・「4 価 HPV ワクチン（ガーダシル）」・「9 価 HPV ワクチン（シルガード9）（※）」です。

（※）9 価 HPV ワクチンは、令和 5 年 4 月 1 日より定期接種のワクチンに追加されました。

・3 種類のワクチンの中からどれか 1 種類を選び、必ず同じ種類のワクチンを 3 回接種してください。

（途中で他のワクチンに変更することは、有効性・安全性のデータがありません。）

・3 回接種することにより十分な予防効果が得られるため、きちんと最後まで接種することが重要です。

ワクチンを接種しても、全ての子宮頸がんを予防できないので、子宮頸がん検診は必要になります。

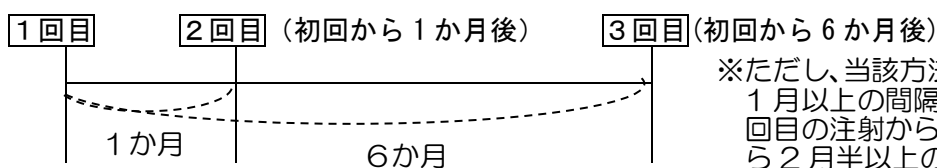
泉佐野市では、20 歳以上の方を対象とした子宮頸がん検診を実施しています。子宮頸がんを早期に発見するためにも、20 歳を過ぎたら、ぜひ 2 年に 1 回、定期的に子宮頸がん検診を受診しましょう。

3. 2 価 HPV ワクチン（サーバリックス）の効果等について

組換え沈降 2 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（サーバリックス）は、多くの種類がある HPV のうち、子宮頸がんから多く見つかる 2 種類（16 型・18 型）の HPV の感染を予防することができます。しかしながら、この 2 種類以外の型の HPV の感染は予防できません。また、ワクチン接種時に既に感染している HPV を排除したり、発症している子宮頸がん等を治療することはできません。ウイルスに感染する前の予防が重要となります。

2 価（サーバリックス）の標準的な接種スケジュール

約 6 か月の間に 3 回、肩に近い腕の筋肉に注射します。



※ただし、当該方法をとることが出来ない場合は、1 月以上の間隔をおいて 2 回接種をした後、1 回目の注射から 5 月以上、かつ 2 回目の接種から 2 月半以上の間隔をおいて 1 回接種

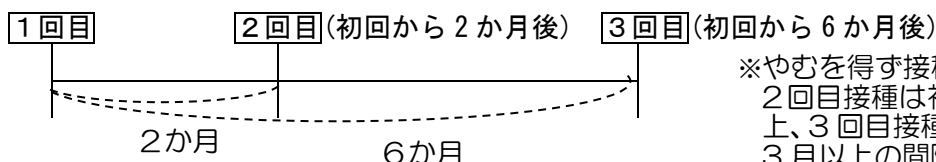
4. 4 価 HPV ワクチン（ガーダシル）の効果等について

組換え沈降 4 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（ガーダシル）は、多くの種類がある HPV のうち、子宮頸がんなどの原因となる 16・18 型の HPV と尖圭コンジローマや再発性呼吸器乳頭腫の原因ともなる 6・11 型の HPV に対する免疫を獲得することができるワクチンです。

しかしながら、この 4 種類以外の型の HPV 感染の予防や、ワクチン接種時に既に感染している HPV を排除したり、発症している子宮頸がん等を治療することはできません。ウイルスに感染する前の予防が重要となります。

4 価（ガーダシル）の標準的な接種スケジュール

約 6 か月の間に 3 回、肩に近い腕または太ももの筋肉に注射します。



※やむを得ず接種間隔の変更が必要な場合は、2 回目接種は初回接種から少なくとも 1 月以上、3 回目接種は 2 回目接種から少なくとも 3 月以上の間隔で接種できます。

5. 9価HPVワクチン（シルガード9）の効果等について

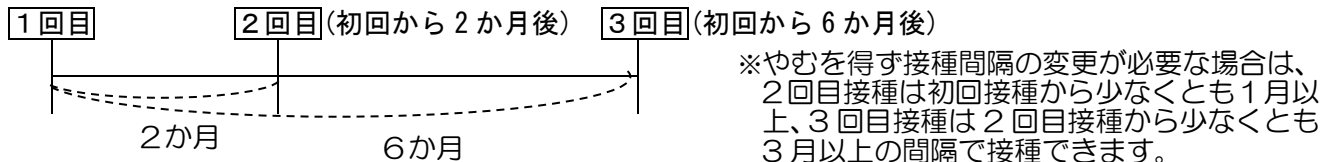
組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（シルガード9）は、多くの種類があるHPVのうち、子宮頸がんなどの原因となる16・18・31・33・45・52・58型のHPVと尖圭コンジローマや再発性呼吸器乳頭腫の原因ともなる6・11型のHPVに対する免疫を獲得することができるワクチンです。

しかしながら、この9種類以外の型のHPV感染の予防や、ワクチン接種時に既に感染しているHPVを排除したり、発症している子宮頸がん等を治療することはできません。ウイルスに感染する前の予防が重要となります。

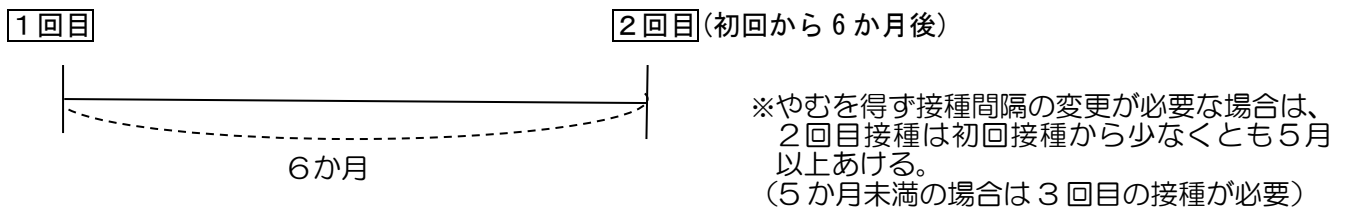
9価（シルガード9）の標準的な接種スケジュール

約6か月の間に3回、肩に近い腕または太ももの筋肉に注射します。

●1回目の接種を15歳になってから受ける場合



●1回目の接種を15歳になるまでに受ける場合



6. 副反応について

主な副反応は、発熱や、局所反応（注射部位の痛み・赤み・腫れ）です。また血管迷走神経反射といって注射による痛みや心因性の反応などによる失神（気を失う）することがあります。まれに報告される重い副反応としては、アナフィラキシー（ショック症状、呼吸困難、じんましんなど）、ギラン・バレー症候群（下から上に向う両足のまひ）、血小板減少性紫斑病（紫斑、鼻血、口腔粘膜の出血等、月経出血の増加など）、急性散在性脳脊髄炎（ADEM：まひ、知覚障害、運動障害など）があらわれることがあります。

現在、因果関係は不明ながら、接種後に、注射部位に限局しない激しい痛み、しびれ、脱力等があらわれ、長時間症状が持続する例が報告されているため、このような症状が疑われた場合は、すぐに医師に申し出てください。

7. 次の方は、予防接種を受けることができません

- ①明らかに発熱がある場合（通常は37.5℃を超える場合）
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③ワクチンの成分（詳しくは医師におたずねください）によって過敏症（通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応を含む）をおこしたことがある場合
- ④その他、かかりつけの医師が予防接種を受けないほうがよいと判断した場合

8. 次の方は、接種前に医師にご相談ください

- ①血小板減少症や凝固障害を有する場合
- ②心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障がいなどの基礎疾患のある場合
- ③過去に予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発しんなどのアレルギーを疑う症状のみられた場合
- ④過去にけいれん（ひきつけ）をおこしたことがある場合
- ⑤過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある場合もしくは先天性免疫不全症と診断された近親者がいる場合
- ⑥妊娠あるいは妊娠している可能性のある場合、産婦あるいは授乳中の場合（3回の接種期間中を含む）
- ⑦接種予定のワクチン以外のヒトパピローマウイルス予防接種を受けたことがある場合

9. 接種方法

- 指定医療機関に直接申し込み予約してください。
- 保護者が同伴しない場合（13歳以上16歳未満に限る）は、事前に予診票にある「保護者を同伴しない場合」欄に必要事項を記入し、同意した場合に限り接種することができます。
- 予診票は、未接種回数に応じて接種前に指定医療機関より予診票を受け取ってください。

10. 予防接種に持っていくもの

- ◎ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票（指定医療機関にて配布。）
事前に、指定医療機関に予約をして、予防接種予診票に必要事項を記入してください。
- ◎母子健康手帳（必ずもっていくこと）
- ◎健康保険証

11. 接種後の注意

- ①接種後に、失神による転倒をさけるため、接種後の移動の際は、保護者等が腕を持つなどして付き添うようにし、接種した医療機関で30分程度は体重を預けられるような場所で座るなどして様子を見るようにしてください。また、なるべく立ち上がらないよう安静にし、医師とすぐに連絡がとれるようにしておいてください。
- ②接種後は強く揉まず、軽く押さえる程度にとどめてください。
- ③接種後に接種した部位が腫れたり、痛むことがあります。これは体内に備わっている抵抗力が注射した成分を異物として認識するためにおこります。通常は数日間で治ります。
- ④接種後は、接種部位を清潔に保ってください。
- ⑤接種翌日までは、過度の運動を控えてください。
- ⑥接種した日の入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすことはやめましょう。
- ⑦接種後1週間は症状に注意し、気になる症状があるときは医師にご相談ください。

12. 予防接種による健康被害救済制度について

- 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残す等の健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。
- 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障がいが治癒する期間まで支給されます。
- ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいはのちに紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律など、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。
- HPVワクチン接種に関する相談窓口
 - 厚生労働省「感染症・予防接種相談窓口」 電話番号：0120-469-283
(月～金曜日、午前9時～午後5時、但し土日祝日、年末年始を除く)
 - 大阪府「HPVワクチン接種後に症状が生じた方に対する相談窓口」
(月～金曜日、午前9時30分～12時、13時～17時、但し祝日、年末年始を除く)
 - ・総合的な相談窓口（医療、健康被害救済制度等に関する相談） 電話番号 06-4397-3549
 - ・学校生活に関する相談窓口（通学、学習、進級・進学等に関する相談） 電話番号 06-6944-9365

【注意】

- 泉佐野市から転出された場合は、泉佐野市の予診票は使えません。
予防接種当日に泉佐野市に住民登録がない場合の接種費用は、全額自己負担となります。
くわしくは転出先の市町村にお尋ねください。
(注) 転出した日は手続きの時間に関わらず、当市の住民登録はありませんのでご注意ください。
- 予防接種は法律に基づいて実施していますので、対象年齢を過ぎると予防接種法に基づかない任意接種（有料全額自己負担）となり、その接種で健康被害を受けた場合の対応も異なります。

☆お問い合わせ 泉佐野市 こども家庭課
電話：463-1212(代) FAX:469-3363